

岩手県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和7年8月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定医療機関の名称	所在地		変更年月日
	変更前	変更後	
訪問看護ステーション ピースハート	紫波郡紫波町桜町字三本木22番地5	紫波郡紫波町桜町字三本木171番地	令和7年2月18日